

た。そしていづれも發奮せずにはおられませんでした。同志と相談して、もう一遍臨時試験を行つてもらひたいといふことを、私が代表して岡倉先生に建言しました。それが協議の結果聞き入れられ、三ヶ月後に再度の試験が行はれましたが、乙組は發奮した甲斐があつて、みなすぐれた成績をあげました。そこでまたまた甲乙の組の入替へが行はれ、私はその時甲組に入つてしまひましたが、下村君は落ちてしまひました。そのため下村君は卒業が一年遅れました。それから、芳崖の四天王のうち三人くらは落ちたのを怒つて退學してしまひました。

しかし、臨時試験の時期は大觀の記憶違いで、正しくは前記のとおりである。また、觀山が乙組に編入されたのは第二回臨時試験ではなく、十月の学期試験によつてである。彼は学科の成績が悪かつたので進級できなかつたものと思われる。そのため卒業が半年遅れた。芳崖の四天王のうち、本多天城は觀山と同じく乙組に編入され、高屋肖哲は順調に進級。岡倉秋水と岡不崩は岡倉校長の勧めにより、普通科二年で中退してそれぞれ学習院、高等師範学校の図画教師となつた。

## 関連事項

### ① 「説明 東京美術学校」

これは開校の翌年に作成された予算請求に関する文書の草案で、文部省用紙に毛筆で記されている。筆跡は岡倉校長の秘書役であつた剣持忠四郎のもので、所々別人が朱を入れている。文面からみて明治二十四年度予算請求の際に作成されたものであり、作成の時期は明治二十三年の九月以前と考えられる。二十三年度経費（一五三〇三円余）に比べて二十四年度経費（三二二六五円余）が大幅増額をみ

たのはこうした上申の結果であらう。

この草案の注目すべき点は、開校して間もない時期の本校の運営方針が明記されていることである。要約すれば左記の四項目となる。

一、伝統の保存。世に埋もれた名匠に活躍の場を与えてその妙技を後進に伝えることであるが、それだけに終らず、後進については広く古今東西の名品に学ぶことによつて進歩の基盤を作るよう指導すること。

二、伝統的日本美術が現代の必要に応じうるように開発を図ること。そのために、古来の格法を維持するとともに写生も学び、また、遠近法や解剖学の理、および歴史、文学、理科等の一般学科も学んで視野を広げるよう教育する。

三、教員には授業のみならず実験製作（委嘱製作事業を指す）も行なわせ、生徒に見学させる。これは世上の美術品が営利競争の余り粗製濫造、卑俗蕪雜に流れ易いことに鑑み、高度の標準、実用の模範を示すためである。

四、適良の図画教員を養成して従来の普通学校における不備な図画授業を改善すること。

次いで、これらの項目を実施してゆくためには予算が足りないことを述べ、欧州並みとはゆかぬまでも漸次増額すべきであると主張している。美術の奨励が国の名譽の上からも実益の上からもいかに必要であるかを説いているが、そこには理想とは余りにもかげ離れた学校予算を増額せしめようとする学校当局の苦心のさまが読みとれる。

## 說明

### 東京美術學校

東京美術學校ハ明治二十年十月 是ヨリ先明治十七年<sup>マ</sup>文部省ニ設ケシノ圖畫取調掛ヲ東京美術學校ト爲サレタルモノニシテ繪畫彫刻建築及美術工藝ノ諸科ヲ教授シ専門ノ技術者及普通ノ圖畫教員ヲ養成スル所ナリ而シテ圖畫取調掛ニアリテハ普通教育ニ邦畫ヲ採用スルノ適否ヲ調査シタルニ過キサリシモ美術學校ト爲ルニ及テ翌二十一年末生徒ヲ募集シ茲ニ始メテ美術教育ノ端緒ニ就クニ至レリ

抑美術ハ文化ヲ表彰シ國家ノ光輝ヲ發揚シ人民ノ心思ヲ優美ナラシメ開明生活ノ要具タルハ辯ヲ俟タス殊ニ本邦ニ於テハ人民天然美術ノ巧技ヲ有シタルニ加フルニ歴代獎勵保護ノ優恩ヲ以テシ著シク秀麗高妙ノ域ニ進ミタリ近來歐米ニ於テ本邦ノ一大名譽トシテ稱揚スル所以モ主トシテ我美術高妙ノ点ニ在ラスンハアララシ工フニ國家經濟上將來國產ヲ増殖スルノ道一ニシテ足ラサルヘシ工業振作ノ上ニ在リテハ機械美術俱ニ均シク要用ニシテ社會ノ便利ヲ開キ人力ヲ省クノ利器トシテハ機械固ヨリ必要ナリト雖モ我國民天稟ノ長所ヲ利用シテ優雅巧妙ノ製作ヲ爲シ世界ノ名譽利益ヲ併享スルヲ得ヘキモノ蓋美術工藝ニ於テ之ヲ期スヘキナリトス然リ而シテ顧ミテ現今美術ノ狀況如何ヲ察スレハ舊時ノ隆盛ニ比シテ大ニ退歩ノ憾ナキ能ハス況ンヤ將來希圖スヘキ國家經濟上ノ點ヨリ觀レハ前途猶之カ開達ヲ要スルモノ甚多シトス蓋維新兵馬ノ際文物類廢シ美術地ニ墜ツ餘弊未タ全ク挽回スルニ至ラスシテ名工形跡ヲ没シ妙技施ス所ヲ知ラス製作ノ品位遽ニ下リ意匠穩實ナ

ラス或ハ外邦ノ好尚ニ投シ固有ノ趣味ヲ失ヒ或ハ粗製濫造ニ流レ從來ノ聲譽ヲ隕スニ至ル近來朝野此ニ注意スル所アリテ博覽會共進會等ヲ開キ往々之カ提醒ヲ試ムルモノナキニ非サルモ動モスレハ一時ノ虚譽ニ止マリ其影響ノ及フ所鞏固ナル能ハサルハ亦自然ノ勢ニシテ之ヲ推スニ教育上ヨリ其發達ヲ計畫スルニ非サレハ到底永遠長久ニ其基礎ヲ堅メ美術ノ長進ヲ期シテ文化ノ光輝ヲ發揚シ本邦ノ聲譽を完フシ國家ノ富源ヲ鞏ムル能ハサルヤ必セリ是即チ東京美術學校ノ設置アル所以ナリ

今美術學校ニ於テ美術教育ヲ施スニ方リ特ニ緊要ナル事項ヲ擧クレハ第一美術ノ巧妙ヲ存養スルニ在リ蓋美術ヲ自主開達セシメテ其盛大ヲ期セントスレハ古來ノ沿革ニ徴シテ特長ノ妙技ニ根抵セサルヘカラス然ルニ名工著宿既ニ逝キ今現ニ存在スル者ニ至リテモ往々埋没シ偶世間ノ知ヲ得ルモ獎勵ノ資薄弱ニシテ其全力ヲ逞クセシムルモノナシ今ニシテ是等ノ著宿ヲ蒐集シ其長技ヲ後進ニ傳ヘシムルニ非サレハ古來ノ手法固有ノ妙趣ハ断絶シテ挽回ニ苦シムモノアラシ故ニ美術學校ニ於テハ繪畫彫刻ニ金工漆工等ニ廣ク現存ノ名手ヲ撰擇シ以テ美術ノ巧妙ヲ存養シ全力ヲ施サシメ以テ該校ニ於テ養成スル所ノ後進ニシテ獎來其專門技術家タルヘキノ者ヲシテ之ニ親炙セシメ而シテ其標本ノ如キハ廣ク古今東西ノ名品ヲ參考シ汎ク其長所ヲ探リ以テ進歩ノ根柢ヲ作サシメンコトヲ期セリ第二美術ヲ現今ノ必要ニ應セシムルニ在リ蓋世ノ進運ニ伴ヒ美術ノ開達ヲ圖ルヘキハ理ノ親易キモノナリ繪畫ニ彫刻ニ其他諸般ノ美術工藝ニ至ルマテ之ヲ用フルニ最適切ナル所ヲ考ヘ其材料ノ種類ヲ増シ其手法ノ適用ヲ擴メサルヘカラス察スルニ從來

本邦ノ美術工藝中往々一種ノ奇珍ニ屬シテ廣ク内外國現時ノ生活ニ入り國家ノ富源タル能ハサルモ未タ其適用ノ完全ナラサル所アルニ因ルノミ故ニ該校ニ於テハ努メテ此点ニ就キ省察ヲ加ヘ古來ノ美術ノ巧妙ヲ存養スルト共ニ能ク現在ノ實用ニ應セシメンコトヲ期セリ而シテ教科ハ繪畫彫刻及美術工藝ノ專修科ヲ修メントスル者ヲシテ齊シク普通科ヲ修メシメ其授業法ノ如キハ固ヨリ從來偏私ノ法則ニ由ラス古來ノ格法ニ資スルト共ニ現在ノ寫生ニ資シ遠近高低普通ノ理ニ照シ解剖骨格天然ノ法ニ鑑ミ其他歴史文學、理科等能ク美術家ノ想界ヲ廣ムルニ足ル者ヲ加ヘ以テ美術ヲ開達セシメンコトヲ期セリ第三美術ニ於ケル高度ノ標準實用ノ模範ヲ查察シテ製作ヲ實驗セシムルニ在リ現在世上ノ美術品概シテ粗製濫造ニ流レ卑俗蕪雜ニ陥ルハ通常營利競争ノ餘弊ニ出ツルト雖モ一方ニ於テハ世上營利競争ノ外ニ立チテ其將來ニ希圖スヘキ品位實用ノ模範ヲ示ス所ナカラスンハアルヘカラス然レトモ此事タル政府力特ニ美術製造所ヲ設ケ又ハ別ニ獎勵保護スルニアラサレハ十分ノ效績ヲ収ムルコト難カルヘシト雖モ亦美術學校ニ於テ教員ヲシテ授業ト共ニ精良ノ製作ニ從事セシメ生徒ヲシテ肄習セシムルハ美術ノ實技研究ノ為メ切要ニシテ亦以テ美術ノ品位ヲ保持シ其程度實用ノ標準ヲ示シ實際ニ補益セシメンコトヲ期セリ第四適良ナル圖畫ノ普及ヲ圖ルニ在リ圖畫ハ其效用書ニ次キテ人生日常缺クヘカラスルノ要事ナリ且其百工技藝ニ直接ノ關係甚切要ナルコトハ既ニ前所陳ノ如キヲ以テ亦普通教育ノ一要素ト為レリ現ニ世上教育家ニ於テモ圖畫教育ノ覃普シテ其良好ノ結果ヲ得ルヲ希望スル甚切ナリ抑美術教育ハ直接ニ美術專門家ヲ養成スルニ止マラ

ス又普通教育ニ於ケル美育ニ注意セサルヘカラス然ルニ顧ミテ現在普通學校ノ圖畫授業ヲ視ルニ其方法未タ宜キヲ得ス是蓋教員其人ニ乏キニ原因スルモノトス故ニ美術學校ニ於テ亦普通圖畫ノ教員ヲ養成シ以テ教育上ノ必需ニ應センコトヲ期セリ

以上第一第二第三ハ主トシテ本邦ノ美術及美術工藝ノ上進實用ヲ圖リ其專門ノ技術家ヲ養成スルニ緊切ニシテ第四ハ普通圖畫ノ教員ヲ養成シ圖畫教育ノ普及改良ヲ圖ルニ切要ト為スナリ而シテ茲ニ復一言スヘキコトアリ夫レ美術ノ事タル人心ヲ高尚ニシ風俗ヲ優美ニシ粗野ヲ移シテ精華ト為ス等其社會ニ關係スル所鮮少ニ非ス蓋美術ハ文明ノ精華ニシテ美術ノ高妙ナルハ一國ノ文明ヲ表彰シ他國ノ尊重敬愛スル所ト為ルヤ必セリ且夫本邦ノ美術ハ特長ノ妙趣ヲ有スルモノニシテ歐米諸國ノ尊愛スル所ト為ルハ近時頗ニ彼ノ美術工藝ニ我意匠圖按ヲ應用スルヲ見テモ推知スヘシ而シテ遠ク海外ノ異域ニ在リテ遙カニ本邦ノ美術ヲ敬慕シ以テ一般未開ノ族ニ非サルヲ知ルノミナラス由テ以テ一種文明ノ民タルヲ察スルノ一具ト為ルニ至レリ是ヲ以テ本邦ニ於テハ力メテ特長ノ妙趣ヲ存養シ自主ヲ重ンシ世ノ大勢ニ通シテ他ノ模倣ニ流レス愈美術教育ヲ整備シ其完成ヲ期セサルヘカラス尚一言スヘキコトアリ世俗往々美術ヲ以テ華奢ノ長物ト看做シ未タ其效用ヲ知ラサルモノナキニ非ス或ハ曰ク美術ハ富ニシテ用ユヘク貧ニシテ為スヘキニ非スト甚タ謬見ト謂フヘシ苟モ美術工藝ノ何物タルヲ解セハ寧其貧ヲ轉シテ富ヲ致スノ具タルヲ知ルヘシ試ニ看ヨ人間ノ衣類器具ヨリ家屋裝飾等ニ至ルマテ其製作ヲ加ヘタルモノニシテ多少美術ヲ應用セサルモノナシ蓋人ハ美ヲ好ムノ天性アリテ未開ノ族モ尚

然り況ンヤ文明ノ民ニ於テオヤ素ヨリ天然ノ成品ニ甘ンセス必ス人爲ノ巧術ヲ加ヘ美ハ益美ト爲シ以テ其價値ヲ増シ一器ノ微千金ヲ致スヲ得ルニ至ルヘシ而シテ繪畫ニ彫刻ニ金工漆工陶磁器織物等ノ諸般ノ美術工藝品ニ於ケル皆然ラサルハナシ乃チ用ヲ利シ生ヲ厚クシ内ハ以テ國産ノ價値ヲ増シ外ハ以テ其販路ヲ擴メ民人ヲ利益シ國家ヲ富庶ニスルニ足ルヘシ是ヲ以テ國家ニ於テ美術工藝ヲ振興セシムルト共ニ其根據タル美術教育ヲ完整セシムルコト實ニ緊要ト爲スナリ

然リ而テ國家ニ於テ美術教育ヲ獎勵保護スルハ敢テ今日ニ昉マルニ非ス本邦ニ於テモ古來歴世畫所ノ設ケアリテ朝廷ニ於テ之カ獎勵保護セラレタルハ歷史上顯著ナル所ニシテ之ヲ支那ニ徵スルモ歴代工部ノ官畫院ノ制アリテ大ニ之ヲ振張シタリ又佛國ニ於テハ國立美術學校國立製造所等ノ施設アリテ之カ獎勵保護ニ留意スルコト年既ニ久シク其美術工藝ヲ以テ一大富源ト爲スモ偶然ニアラス現今同國ニ於テ國立特別美術學校國立裝飾學校國立繪畫少女學校特別建築學校并諸縣美術學校及畫學校等ノ為メニ年々九十四万二千八百余佛ノ巨額ノ國費ヲ支出セリ其他伊國普國等ニ於テモ美術教育ニ費ス所實ニ少ナカラスト爲ス而シテ今日東京美術學校ノ如キハ其費用甚僅少ニシテ之ヲ歐洲諸邦ノ獎勵保護ノ宏大ナルニ比スレハ其懸隔ノ甚シキヲ見ルヘシ是目下本邦財政上ノ情勢等已ムヲ得サルニ因ルト雖モ將來ノ期圖スヘキ所固ヨリ此ニ止マルヘキニ非サルヲ以テ漸次之ヲ擴充ヲ計リ以テ美術教育ノ整備ヲ圖ラサルヘカラサルナリ

今該校ノ二十三年度經費ヲ擧クレハ國庫支出金一万七千五百圓諸

収入一万一千九百餘圓ニシテ教員職員生徒ノ數ハ教員二十三人職員十人職工五人生徒百十六人内普通科二年生六十二人普通科一年生五十四人本年九月新ニ六十人ヲ入學セシメントス而シテ生徒未タ専修科ニ進入スルニ至ラスト雖モ本年十月ニ於テ普通科ヲ卒ルヘキ者アルヲ以テ將ニ専修科ヲ開始セントス之ヲ要スルニ該校ハ一所ニシテ繪畫彫刻建築及美術工藝ノ諸科ヲ包括シテ教授スヘキヲ以テ自ツカラ事業繁衍ナラサルヲ得ス且其校舍教員ヨリ古今名品ノ参考品及工場其他製作ノ材料等ニ至ルマテ諸般ノ設備ヲ要シ隨テ多費ヲ要セサルヲ得ス但便宜美術品製作ノ依囑ニ應ン精良ノ製作ヲ爲シ一ハ以テ生徒ノ練習ニ資シ一ハ以テ工場經濟ノ一分ヲ補ハントスト雖モ素ト生徒ノ練習ニ資スルヲ以テ主要ト爲スコトナレハ固ヨリ遽ニ其入ヲ以テ其出ヲ償フ能ハス惟目下ニ於テハ經費既定ノ額アリテ十分ノ施設ヲ為シ難キヲ以テ非常ノ差繰ヲ加ヘ纔ニ目前ノ急務ヲ措辨スルニ過キササルノミ

## ② 楠公銅像・依囑製作事業の開始

本年報上に記載は無いが、本校は明治二十三年四月に楠公銅像つまり宮城前にある楠正成乗馬銅像の製作を依囑され、ここに、第二次大戦頃まで続く依囑製作事業が始まった。依囑製作とは実験製作の別称であり、校外から依囑された製作を教員に担当させたところから、普通はこの名称の方が用いられた。該事業の目的は上記「説明 東京美術学校」中の運営上の要点の項に記されているとおりで、教員を精良の製作に従事せしめ、生徒に見学させ、研究、教育の効果をあげるとともに、世間に対して美術の品位、模範を示すこ